

# 日米欧の環境政策とコーポレート・ガバナンス

金 原 達 夫

(受付 2009年 6月 1日)

## 1. 持続可能な開発

1987年の「環境と開発に関する世界委員会」(ブルントラント委員会)が、その報告書『Our Common Future (われわれ共通の未来)』において新しい理念「持続可能な開発」(Sustainable Development)を提示した。この報告書は、その後の世界が持続可能性の理念を受け入れる直接の原動力となった。続いて、1992年にはリオ・デ・ジャネイロで「環境と開発に関する国連会議」(United Nations Conference on Environment and Development, 地球サミット)が開催され、持続可能な開発に向けて「リオ宣言」と行動計画「アジェンダ21」が採択された。

「リオ宣言」は前文と27の原則からなり、その第1原則では、「人類は、持続可能な開発の中心にある。人類は自然と調和しつつ健康で生産的な生活を送る資格を有する。」と述べている。そして、第11原則では、「各国は、効果的な環境法を制定しなくてはならない。」と明記している。こうして多くの国で環境関連法の制定と具体的な行動計画の策定が進みだした。

地球サミットで基本的に合意された「持続可能な開発」は、将来世代のニーズを満たすことができるように、限られた地球環境・資源の持続性を保ちつつ、経済社会が発展すべきことを意味している。したがって、持続可能な開発(または発展)は、環境と経済を両立させることを求めている。それまでは経済的を一義的に追求してきた経済活動について、環境と経済の両立を求めることになってきた。

環境問題の重要性が認識されるにつれ、経済活動について、パラダイム

シフトが指摘されてきたが、その内容は、端的に言えば、大量生産・大量消費・大量廃棄の経済から循環型社会あるいは持続可能な社会の構築に向かうということである。この変革は、原材料の構成とその供給フロー、製造工程さらに製品設計の変更をもとめ、新しい経済システムを構築することを求めている。たとえばリサイクル材料への原材料の変更は、しばしば製品設計そのものの変更、取引関係の変更、新しい物流システムの構築を必要とする。それは、企業の経営のみならず、経済社会システムが従来のパターンから新しい秩序のパターンへ転換することを意味する。

社会における企業の役割や行動原理が変容するということは、資本市場、製品市場、企業間関係、消費者行動などの経済社会のシステムに変革もたらされるということである。こうした変革は、制度の変革であるということができる。「制度とは、ある社会のゲームのルールであり、より公式的には人間の相互作用を形作る、人間により編み出された制約条件である」ということになる（North 1990）。

「持続可能な開発」は21世紀の世界にとってその指導的理念となってきたが、持続可能な開発あるいは持続可能性という言葉にはあいまい性のある言葉であり、多様な側面を有している。持続可能性という言葉には、複数の意味がある。ブルントラント報告書では、持続可能な開発とは、「将来の世代が自らのニーズを充足する能力を損なうことなく、現在の世代のニーズを満たすような発展」という定義が示された。この定義によると、「持続可能な開発とは、地球の自然の回復能力に関して、現世代・将来世代の福祉の公平な成長である」（Bleischwitz 2003）。

すなわち、「持続可能な開発」の理念が強調する点は二つある。その一つは、地球資源は有限であり、経済および社会の活動はその自然条件の制約の中で持続する形で営まれなければならないという点である。地球資源の枯渇をさけること、自然の再生能力、浄化能力を維持することが具体的には必要である。再生可能資源の利用拡大、非再生可能資源（枯渇性資源）の利用削減と再生可能資源による代替、自然の吸収・回復能力を超えない

負荷，などが求められている。

もう一つの強調は、「将来の世代が自らのニーズを充足する能力を損なうこと」がないように，世代間の公平性を保つことを指摘している点である。「持続可能な開発」の理念には，世代間の公平をうたった環境倫理が強調されている。もし，現世代が自らの欲求のままに有限な資源を消費してしまうならば，そして大量の有害廃棄物を後生に残すならば，後生世代は生活に必要な資源や望ましい環境を失うだけでなく，大きな健康リスクや経済的コストを負わなければならない。さらに持続可能な開発は，先進国，途上国の同一世代の公平という規範的な意味を含んでいる。

こうして，経済活動におけるパラダイムシフトは，経済社会における新しいシステムおよび行動が必要になることを示している。つまり，環境問題は経済的，社会的側面と切り離して考えることができないのである。それらの側面は密接に相互に関連しているので，経済，社会，環境を包摂した全体的アプローチが必要である。しかも局所的な，あるいは末端的（end-of-pipe）処理で解決を図ってきた公害問題と違って，地球環境問題は問題の原因にさかのぼって予防的に解決を図るグローバルで全体的なアプローチを必要としている。

本稿は，経済活動を担う個別企業が持続可能性に向けてどのような行動をとることが出来るのか，日米欧の環境政策とその成立基盤について，企業統治（コーポレート・ガバナンス）と経済制度に焦点をおきながら比較論的に検討する。次節では，企業統治の二つのアプローチを検討する。続いて3節では，二つのアプローチの環境政策の特徴を明らかにする。4節では，日米欧の環境政策の特質を化学物質管理に焦点を置いて考察する。最後に5節で，結論と課題とについて言及する。

## 2. 二つのアプローチ

### 2.1 企業統治の基盤

事業活動によってもたらされる環境負荷を低減するための取り組みを環

境経営と定義するとき、企業は環境経営にどのような取り組み方をしているのか、企業統治の観点からみてみよう。企業統治とは、概念的には、事業の統制をめぐって出資者である株主と取締役および経営者の関係であると定義されている。この定義は広く一般的に受けいられている。

企業統治（コーポレート・ガバナンス）については大きく異なる二つの見解がある。今日の環境問題に対する企業経営の取り組み方も、この二つの見解に基礎を置いている。なぜなら、企業統治とは、企業の主権者は誰か、いかなる目的で経営が行われるべきかを示すものである。したがって、企業統治の基本原則が環境投資行動をも規定する。主権者の目的に沿って意思決定が行われることを求めるからである。ここで主権者とは、「その企業にとって基本的な重要性をもつ意思決定をする権利をもつ人、そしてその企業のあげる経済的な成果の分配を優先的にうける権利をもつ人のことである」（伊丹敬之 1987）。

二つの見解は、本稿では Shareholder アプローチと Stakeholder アプローチと呼ぶことにする。企業統治の類型化については、複数の類型化の方法がある。たとえば、伊丹は株主が企業の主権者として機能する場合を株主主権、経営者や従業員を中心に金融機関、労働組合等の利害関係者が主権者としてみなされる場合を従業員主権と呼んでいる。これに対しシュトレックやツァーゲヘア、アルベールは、ドイツモデル（ドイツ型資本主義あるいはライン型資本主義）とアングロサクソン・モデル（アメリカ型資本主義）と対比した（Zugehör 2003）。また R. ドーア（2000）は、英米のアングロサクソン型の統治方式と日・独型の統治方式を対比して、資本市場主義（stock market capitalism）と福祉資本主義（welfare capitalism）と呼んでいる。

これらの類型化議論は、資本主義の多様性に関連して行われた。特に、制度派経済学は、各国の経済制度にはそのおかれている諸条件によって異なる特質があることを指摘し、資本主義に多様性があることを明らかにしてきた。そこでは市場の機能や意思決定基準、企業間関係、企業統治の方

法に違いがあることを指摘している。

これに対し、本稿は、企業統治の観点から企業の環境経営について考察する。そして、企業統治の類型化をもとに環境政策の特質を考察する。持続可能な開発という理念の実現に向けて、市場および企業はどのように応えるのか、企業統治の現実を考える。そして、企業統治の制約の中で企業の環境行動、そして社会の環境政策はいかに展開されるのかを考察する。なお、企業統治の類型化はあくまでも理念型として理解する必要がある。理念型は、概念的に単純化され抽出されたモデルである。現実には、同一社会でも企業間で異なる統治形態が存在している。また、企業統治の多様性は国家間でも存在する。

制度派経済学では、抽出された経済制度の市場機能の違いを比較・分析することに重点がおかれている。したがって、違いが存在する理由の説明が十分行われてきたとはいえない。われわれは、なぜ異なる社会の間で企業統治の異なる類型が存在するのか、そしてどのような違いが存在するのか、資本主義の発達とともに形成されてきた近代株式会社の性質から説明することにしよう。つまり、企業がどのように形成され、所有され、支配されてきたか概観しよう。その上で、今日の株式会社が環境経営にいかに取り組んでいるか、企業統治の基本構造から特徴を考える。

株式会社は、歴史的には中世に起源をもつ資本の集中の仕組みとして成立してきた。株式会社は、合名会社や合資会社にはない全出資者の有限責任制度と資本の証券化という特質によって、企業形態の最高の発展形態として出現した。株式会社は、有限責任制度と証券化によって、有限責任の会社運営に関与しない無機能的な資本を大量に集めることを可能にした制度である。そこでは資本の出資者（株主）と事業の遂行者の間に委託・受託関係が成立している。こうして集められた資本をもとに事業が行われ、その成果の配分が円滑に行われるためには、会社運営に対する監督制度が必要となり、株主総会および監査役を設けることになった。この場合、企業統治の最終権限は委託者である出資者に置かれている。これは、近代的な

私有財産制度のもとでは、論理的に自然な結論であった。このような近代株式会社制度は、イギリス、ドイツ、フランス、アメリカ、日本で19世紀半ば以降に法的に整備された。例えば、日本では1889年に旧商法が制定され、株式会社、合名会社、合資会社が法的に整備された。

しかし、19世紀後半から大規模な企業組織が出現し、その経営機能が複雑になるに伴い、専門経営者が必要とされるようになった。こうした専門経営者の役割が拡大し、やがて経営者支配が成立してきた。資本集中の面からは、株式の小口化によって所有の分散が進んだことが、経営者支配をもたらす重要な要因であった。パーリ・ミーンズは、1932年に発表したその研究において、米国の大企業上位200社において経営者支配が見られ、所有者支配に代わって経営者支配が強まっていることを明らかにした (Berle and Means 1932)。後にパーリは、ラーナーの協力を得て、1963年のデータで再調査し、金融業を除く上位200社の約85%の企業が経営者支配であることを明らかにした。

GM (ゼネラル・モーターズ) では、1920年代初めに創業者でもなく所有経営者でもなかったアルフレッド・スローンが専門経営者として最高経営者の地位についた。彼は、1923年から46年まで社長および会長として会社の最高経営者の地位にあった。彼はもともとは GM によって買収された会社の経営者であって GM の創業者ではない。最高経営者の地位にあった彼の GM の持分は普通株発行総数の約 1%にとどまり、所有者支配とはいえない (Sloan 1963)。その経営形態は経営者支配と呼ぶべきものであった。

近代株式会社において、所有権をもつ出資者が会社を支配するのか、それとも所有権から分離して実質的に経営者支配 (所有と経営の分離の状態) が成立するのか、自明であったわけではない。企業とは何かというその考えによって企業統治のあり方が決定される。この点に関連する歴史的に重要な事件は、フォード自動車の経営をめぐる行われたフォードとダッジ兄弟の訴訟にさかのぼることが出来る。

アメリカにおける自動車産業の発展とともに大成功を納めていたフォー

ド自動車会社で、会社そのものの発展のために利益を再投資し経営をしようとした創業者のヘンリーフォードに対し、大株主であったダッジ兄弟が株主利益の配分を要求して訴訟を起こした。1919年のミシガン最高裁判所は、次の判決を下している。

「企業は株主利益を最優先して組織され、経営される。取締役会役員の権限はこの目的のために行使されねばならない」。

(Nevins 1957, 吉森 賢 2000)

この判決は、米国における企業統治の支配権について、そして企業経営のあり方について重要な拠り所となったのである。現在のアメリカ企業の統治は、この判決と一貫している。

ところが、歴史的に見ると、企業統治は国・地域によって必ずしも同じではなく、内容に違いが生まれた。企業統治のあり方について、今日の日米欧は異なった選択をしている。したがって、企業統治において国や地域の間でなぜ異なる統治形態が成立するのか説明するには、社会の中で企業をどのように位置づけているのか、その理念・機能に求めることによって明らかにしなければその理由を説明することはできない。異なる企業統治の形態が生まれた理由は、社会において期待される企業の役割、機能がそれぞれにおいて異なったからであると言えよう。本稿の視点は、環境に対する企業のアプローチの基盤をこの企業統治に求めて説明するというものである。そして企業統治は、社会における企業の位置づけにその根源的基盤を求めることが必要である、ということである。

企業統治を制度および文化の形成という視点からみれば、日本およびヨーロッパでは、一般的に、歴史的に長い時間をかけて形成された社会の緊密な人間関係のルールや伝統、地域文化の蓄積された相対的に濃い関係性がそこにある。人々がすでに緊密な地域社会を形成し、経済活動の歴史が長く、宗教的伝統や価値規範が蓄積されてきた基盤があった。ヨーロッパでは、その上に株式会社の企業統治の形態が数世紀をかけて形成された。現在の EU はそうした歴史的基盤の上に成立している。

中でもドイツ大企業では、典型的には、銀行、保険会社並びに事業会社によって株式の多くが保有され緊密なネットワークをもつ企業間関係が成立している。そして、法的に裏づけられた共同決定を通じた労働者の広範な経営参加、協調的な労使関係制度が顕著に見られ、株主価値よりも関係志向性の強い経営が行われてきた。ドイツモデルは、高度の調整と協調を特徴とし、コーポラティズム（企業福祉主義）と呼ばれることがある。それは、ドイツ固有の企業統治形態をつくりあげ、社会経済的諸条件によって規定され独自の経済秩序として成立したのである。この経済秩序は、高い賃金、生活水準の比較的低い不平等、高い国際競争力を実現してきた。

こうして「ドイツ型資本主義」と呼ばれるものは、その特徴として、①債権者であると同時に大株主である銀行を中心とした企業関係間の形成、②ROE（自己資本利益率）が最優先ではないこと、③共同決定法に基づいて監査役会が労使双方の代表から構成され、主要な利害関係者の合意と雇用の安定を重視すること、などが指摘される。メインバンク、資本関係のある企業集団、長期的取引関係、人的結合はそうした関係性を表す重要な要因である。

同じく戦後の日本でも、財閥解体と公職追放の後で多くの企業で所有権を持たない比較的若い世代が会社運営を任された。資本市場の発達が遅れたために、銀行融資による間接金融への依存を強め、財務的つながりの強い企業集団が組織された。それは、株主支配の弱い、出資者利益優先でない運営が行われたことを意味する。共同体的な緊密な人的結合も相対的に強く見られた。戦後の過激な労使紛争と民主化運動への対応が行われたことが歴史的背景として重要であった。こうして、日本の経済制度にはドイツと類似点の多い経済的特性が存在した。

それに対し、米国は未開の土地に新しい関係性を作っていった。自由を求めた移民によって切り開かれた新大陸の土地に個人主義と私的所有制度を前提にして社会秩序が新しく形成された。個人の自由と権利を保証し、自由な市場競争が経済の基本原則となった。こうした社会経済の基盤の上



に企業統治の形態が確立されていった。したがってそれは、ヨーロッパ・日本の企業統治の成立基盤との間には相当の違いがあった。自由を求めて移住した移民には、個人の権利と自由のルールが社会的に共有され、そのルールの下での市場競争、企業統治が行われた。

今日のアメリカモデル（アングロサクソン・モデル）では、市場主義による株主価値を追求し、投資利回りの極大化を企業に求めている。企業は資本市場を通して株主によって外的にコントロールされている。この「株主価値重視戦略は、アングロサクソン諸国の市場で生まれた」もので、その概念がドイツ企業に使われたときに、それは「ドイツビジネスにとってはあたかも異物であるかのような印象をあたえた」とツゲヘアはその様子を述べている（Zugehör 2003, 日本語版序）。アメリカ企業の行動様式は、ドイツ企業のそれと比べ相当に異質であると受け止められていたのである。

## 2.2 Shareholder アプローチと Stakeholder アプローチの問題点

資本主義制度の多様性は、企業統治の多様性をもたらしめている。Shareholder アプローチと Stakeholder アプローチは企業統治の主たる類型である。この二つのアプローチは、現代の企業の対外的な表面的なメッセージには大差ないと言える。21世紀に入るところから多くの企業は社会的責任（CSR）報告書を発行しており、社会的責任や環境配慮、ステークホルダーが重要であるということを強調する。ミッション・ステートメントも同様である。表面的には両者はますます接近している。

ところが、企業の実質的な最高意思決定権限は誰の手にあるのかについて、両アプローチには依然として大きな相違がある。株主が実質的な支配権を持ち、ROE（自己資本利益率）中心の業績評価基準が存在するときに、組織が従業員の雇用を守ることを優先していると主張することは、論理的には矛盾する。また、環境配慮を優先しつつ、資本効率の極大化を追求するというのも矛盾といえよう。一般に、株主アプローチの理論モデルに

は、雇用や環境要素はその説明変数ではなく、前提条件としても扱われな  
いのが普通である。

したがって、Shareholder アプローチの企業統治が行われている企業で、  
ステークホルダーが重要であると指摘することは、実践的にも理論的にも  
二次的な意味でいえることで、株主と他のステークホルダーが同等の重要  
性をもつ要件としていることにはならない。社会的責任も環境配慮も、  
Shareholder アプローチの下で取り扱われうる。それは、下位目的として存  
在するという意味においてである。そして、いずれのアプローチにもその  
長所があり短所がある。

Shareholder アプローチの長所は、第 1 に、近代株式会社に関する法律は、  
日本、米国、EU のいずれにおいても、出資者が所有権をもち主権者であ  
ること、そして株主総会が最高意思決定機関であると位置づけている。し  
たがって、法理論的には所有権の正当性を強く主張することが出来る。第  
2 に、事業の委託・受託関係が明確であることによって、監査・監視体制  
がより整備されている。それゆえ、統治の透明性を高めることが出来ると  
指摘される。経済理論におけるエージェンシー理論が登場したのは、Share-  
holder アプローチが強まったことと関係がある。

エージェンシー理論は、株主の委託の下で経営者の機能をどのように統  
制し業績を管理するか説明する理論であるからである。エージェンシー理  
論は、委託者（プリンシパル）と代理人（エージェント）の関係は、株主  
と経営者さらには経営者と従業員のように、依頼人が目的を達成するため  
に代理人に委託することによって生ずるものと見なしている。この理論は、  
所有者である株主の意向と合致した経営者の行動を要求し、経営者が株主  
の意向に反した行動をとることを不効率と見なし、コスト上昇であると見  
なしている。同様に、雇用を重視しその保証をすることもコスト増加に他  
ならず、不効率な資源配分と見なされる。エージェンシー理論では、株主  
の目的に添って経営者・従業員の行動をいかに一致させるか説明すること  
が理論の中心課題である。株主価値を基準として投資を行い、株主価値の

最大化を追求することがその目的とされている。

Shareholder アプローチの大きな短所は、第1は、企業の価値創造を、そしてその元になる組織能力の形成を誰が遂行しているかという点を過小評価していることである。そこでは資本が価値を創造しているとみなし最優先されている。資本は確かに価値を求めているが、今日の考えでは価値を創造しているのは資本ではなく人的資源であると考えなくてはならない。新製品開発、新技術開発、事業システムの構築等の組織能力は、業務活動の中で形成され、経営者、技術者、作業者によって獲得されていくからである。

第2に、Shareholder アプローチは、分配の公平さ、社会的な効率については理論的考慮のそとにある。投入資本の資源配分の効率性を重視するが、社会的分配の効率性や公平性は問題とされない。株主に帰属する資本の効率を最大化することが目的となっている。株主が分配について決定権を持っているとみなし、成果は株主に帰属する。今日の株式会社法では、株主は残余財産の優先的請求権をもっているとされるが、主権がプリンシパルである株主であると認識する以上、株主は成果の配分に対する優先的請求権を有する。他方、エージェントである従業員や経営者は株主のために雇用される契約的労働力とみなされる。

このように企業統治を所有権に基づいてその資本効率の観点からのみ評価するのは、様々なニーズを満たしながらその組織能力を高め、持続可能な地球環境・社会に貢献するには、視野の狭い見解であるといえよう。なぜなら、資本の経済効率を唯一の基準に考える取り組みでは、今日の環境問題の解決に必要な組織能力の獲得や持続可能な発展の道筋は論理的に見出されないからである。公害や地球環境問題の歴史が物語るように、環境の悪化は企業の自由な経済活動あるいは資本の利益極大化を追求すれば解決するものではない。自由主義を主張したアダム・スミスの場合でも、自由主義の維持には所有者である企業家の道徳的情操が必要であることを指摘してきた。トリプルボトムラインが示すような、経済、環境、社会の3

つの側面の要件を満たしていくこと、とりわけ、環境の取り組みを強化していくことが無ければ持続可能な社会に到達することは無いだろう。

他方、Stakeholder アプローチの長所は、第 1 に、組織というシステムの構成員を重視していることである。特に、従業員は協働システムのパートナーであり価値創造の重要な担い手であると見なすことである。第 2 に、社会における企業の役割を、利益追求の私的手段とせず、公的な存在としていることである。それによって企業は広く社会の中で存在の正当性を与えられることである。

他方、Stakeholder アプローチの短所は、第 1 に、企業統治の構造や内容においてあいまいさがあることである。すなわち、複数の Stakeholder の中で誰がどのように支配力を強く行使するのか、あるいは複数の利害関係者が協調してどのような支配力を具体的に行使するのか説明が難しいからである。したがって、Stakeholder アプローチといっても、組織の運営の構造や行動が明確であるとは言えない。明確な統治形態が示されているとはいえないのである。第 2 に、Stakeholder アプローチでは法理論と現実とのギャップがあることである。法理論的には所有権者である株主の最高意思決定権限が正当化されているからである。

### 3. 環境行動の特徴

以上の企業統治のアプローチをもとに、企業の環境に対する基本的行動を説明することができる。企業の環境投資行動は、企業の目的および統治構造によって根本的に規定されているからである。市場および経済の原理とその中で活動する企業の統治原理は、基本的に同一である。企業の展開する環境行動は、経済システムと企業統治の原理にしたがって展開され、環境政策の具体化にはその特徴があらわれる。企業統治の制約の中で、いかなる環境行動が展開されるのか、そして環境政策の特徴はどこにあるのか見ていこう。

Shareholder アプローチの特徴は、所有権の絶対性を認め法理論的な正当

性に何よりも重きを置いて、企業の社会的役割はその範囲でとらえられている。これに対し、Stakeholder アプローチの特徴は、松下幸之助が「企業は社会の公器である」と述べた言葉に代表されるよう、社会的に様々な関係者に依存して構成される存在として企業を位置づけその統治を重視している。この二つのアプローチは、統治の正当性の論拠を異にしている。以下では、二つのアプローチが、環境経営に関してどのような取り組みの違いを見せるのか主要な論点について検討しよう。

第1に、株主アプローチは株主の経済的利益を優先するため相対的に環境に対して対立的であり、他方で、地域社会や消費者の安全に配慮しその要求を満たす必要のある関係者アプローチは、相対的に調和的であるということができる。市場における経済活動を株主主権の原則に基づいて決定されるとする株主アプローチは、所有権と市場における自由競争の原理に基づいて、株式会社の運営決定に対しても経済活動の対象たる自然に対しても接している。自然環境から得られる資源はすべて一種の財であり、市場で自由に交換される対象である。

他方、Stakeholder アプローチは、利害関係者の目的、利害、安全等の要求の調整があり、経済、社会、環境の調和的な解決を求める。それは、自然に対しても相対的に対話的であり満たされるべき要件の一つとされる。

第2に、Shareholder アプローチは、投資家によって提供された投入資源の配分効率、つまりは資本効率を重視する。効率的な資源利用の基準が優先される。その行動は、市場・組織ではよりゼロサム的であり（誰かが得をすれば誰かが損をする）、環境に対しても対立的となる。

Stakeholder アプローチは、関係者の異なる要求を満たすためには、資本の利用効率よりも従業員にとっての雇用であり、消費者・地域社会にとって安全であり、環境の保全が重要である。それは、資本効率の追求の優先ではなく、経済活動の成果の共有にかかわり、分配・福祉の公平性を相対的に重視する。

雇用の重視は、株主資本にとって資源効率の低下を意味している。

Shareholder アプローチでは、雇用の重視とそのためのコスト増加は、資源の最適配分をゆがめるものとみなされている。そのため、Shareholder アプローチでは、雇用は弾力的に調整し外部労働市場を志向する傾向が強まる。これに対し Stakeholder アプローチでは、従業員も重要な経営資源であり、利害関係者である。そのため、雇用を維持することにより大きな価値を置き、内部調整機能を重視して内部労働市場を志向する傾向がある。

第 3 に、環境に対する戦略では、Shareholder アプローチはその理論モデルには環境を説明変数に含めず、環境保全は達成すべき目標として配慮の対象にも含まれない。したがって、環境保護への明示的方針がない。これに対し、Stakeholder アプローチは関係者の満たすべき要件の一つとして、例えばトリプルボトムラインとして扱い、明示的である。

環境や社会を含む社会的責任の意識、発生する外部費用をコストとして負担する意識は、前者で相対的に弱く、後者で相対的に強い。それは、外部不経済として負担を回避する行動か、内部コスト化する行動の違いになる。持続可能な発展には、経済活動によって発生する外部不経済は、内部コスト化することが環境問題の解決には原則とならなければならないことがすでに指摘されている。温暖化を防ぐための CO<sub>2</sub> の排出量削減は、費用を内部化することによって削減するべきものとされてきたのである。

第 4 に、二つのアプローチは、環境会計における理念においても違いが明確で、環境会計方式に大きな違いをもたらす。Shareholder アプローチは、市場での価値評価を中心とした貨幣会計方式を採用し、Stakeholder アプローチは環境負荷削減の目的をもつ物量会計方式を重視するのである。なぜなら、前者は株主価値を最大化する目的で市場主義的に行動するので、貨幣表示が最大の関心である。貨幣表示こそが評価の方法である。これに対し、Stakeholder アプローチは、利害関係者の様々な関心（雇用の安定・生活の安心、社会福祉、環境の保全など）を含み、その要請を満たすために、環境負荷の削減を測定できる物量会計方式を重視するのである。

Shareholder アプローチは米国に相対的に強く見られ、利害関係者アプ

ローチはEUや日本に相対的に強く見られる。現時点で比較すれば、StakeholderアプローチはEUや日本に特徴的で、企業統治の理念型として指摘することができる。しかし注意しなければならないのは、いずれの国、地域においても企業統治の形態が常に固定的であった訳ではない。EUや日本の歴史が常にStakeholderアプローチであったということではない。資本主義の発達はヨーロッパから起こりアメリカ、日本に広まった。しかも、近代株式会社における株主と取締役会、経営者の間の関係である統治構造は、法制的には各国で基本的に差異はなかったからである。(ただし、ドイツが共同決定法を導入しているために、統治構造に相違がある。)

株主、取締役会、経営者の関係に関してアメリカでも所有者支配から始まって、経営者支配の強まる時期があった。そして、経済のグローバル化と金融市場化のなかで、再び所有者支配が顕著になり始めた。特に、現在の株主主権の考えは、資本市場において投資会社や年金基金の金融機関が

表1 環境に対する二つのアプローチ

項 目	Shareholder アプローチ	Stakeholder アプローチ
企業統治	株主指向	関係者指向
目的とする価値	株主価値	ステークホルダー価値
行動原則	市場主義原則	持続可能性原則
経営基準	ROE（自己資本利益率）	トリプル・ボトムライン
重視する効率性	資本効率	分配効率
重視するリスク	資本リスク	雇用リスク
組織・雇用の安定性	相対的に低い	相対的に高い
社会的費用	外部化	内部化
環境との関係	対立的	調和的
環境戦略	非明示的	明示的
重視する環境会計	貨幣会計方式	物量会計方式
社会的責任	相対的に狭い範囲	相対的に広い範囲

(出所) 筆者作成

影響力を強めることによって顕著になった。

地球環境問題に対する1990年代以降の国際的取り組みは、トリプルボトムラインや持続可能性原則を強調している。しかし、所有権と自由競争を重視する資本市場では、Shareholder アプローチが支配的である。

資本市場のメカニズムや企業統治の Shareholder アプローチは、持続可能性を求める社会の理念との間に乖離が拡大している。また、Shareholder アプローチと Stakeholder アプローチの間には、大きな隔りがある。それゆえ、Stakeholder アプローチが持続可能な社会とより整合的であるとしても、持続可能な社会に向けてパラダイムシフトを実現するためにはさらに大きな力が必要である。

二つのアプローチが統合されハイブリッド型システムが成立する可能性も指摘されている (Zuehör 2003)。短期的に変革できるものと変革が長期的に行われるものがあることからわかるように、経済社会システムには両者が混在した組織が形成される可能性は否定できない。

#### 4. 日米欧の環境政策

環境への国際的取り組みは、1972年に「国連人間環境会議」が、スウェーデンのストックホルムで114ヶ国が参加して開催されたことによってその重要な一歩が記された。この会議は、開発によって、人間の環境が破壊され、生活の根本が脅かされつつあるという事実を訴え、人々が認識を変え、国際的なレベルで取り組みを促した。この会議によって人類の地球環境との共存が訴えられた。

そしてこの会議において、「人間環境宣言」が採択された。その宣言では、「人類は環境の創造物であり形成者である。人間環境の保護・改善はすべて国の責任である」と述べている。さらにその原則1では、「人間は、尊厳と福祉を保った環境で、自由と平等と十分な生存条件を享受する基本的権利を有すること、そして現在および将来世代のために環境を保護し、改善する責任を負っている」と述べている。この会議によって、環境に関する調



査研究や政策立案，行動計画を作成する新しい国連組織の必要性が合意され，国連環境計画（UNEP）が同年に発足した。

「国連人間環境会議」から20年後の1992年に，ブラジルのリオ・デ・ジャネイロで「環境と開発に関する国連会議」（UNCED，地球サミット）が開催され，会議には182ヶ国が参加した。この会議では，「環境と開発に関するリオ宣言」を採択し，その行動計画として「アジェンダ21」を採択した。「人間環境宣言」の原則1や「リオ宣言」の第1原則（人間は，持続可能な開発の中心にある）には，人類が自然の中にあっても中心であるという意識が強く示されている。それゆえにまた，環境を保護し改善する責任が強調されている。現代社会がもつ支配的な環境思想は，依然として人間中心主義である。しかし，その中にあっても，日米欧には環境への取り組みの背景を異にし，展開する環境政策にも違いが見られる。市場原理および企業統治の制約の中で，持続可能な発展の理念に向けた環境政策がどのように展開できるのか，日米欧の環境政策について，有害化学物質の管理に関するPRTR法を例にして比較してみよう。

#### 4.1 日本の環境政策

西欧の思想的伝統においてきわめて重要な意味を持つのは，人間の個としての確立であった。これはデカルトによって成し遂げられたと考えられる。個としての人間の確立と，個人の基本的権利の重視は西欧の近代化そのものと言ってよいであろう。これとは対照的に，日本では，仏教的伝統や神道，自然信仰が混ざりあって，個と自然との一体化の観念の強い思想が形成されてきた。日米欧企業の環境行動は，企業統治の形態によって直接的に規定されるだけでなく，社会が形成してきた文化や価値観に由来する環境思想の基盤の上に成立している。こうした歴史的背景の中で，日米欧は，環境に対して独自の理念や政策を展開してきた。

日本では，伝統的に自然と人間の関係は一体化の理念が顕著である。あるいは人間も大きな自然の一部であり，自然の摂理とともにあると考え

られている。それは、仏教や神道の影響があったと考えられる。その点では、個の確立をめざした西欧の思想とは対照的である。こうしたわが国の思想的伝統は、禅の思想や、自然信仰、庭園作りなどに見て取ることができる。西欧の科学的追求では、偉大な発明や発見が還元主義的な論理的探求の結果として実現すると考えて努力するアプローチが顕著である。他方、わが国では、発明や製品開発が究極的には対象と一体化した感覚の中でアイデアが生まれ実現していることを示す体験が多く語られる。人間は自然と対峙しているよりは、一体化して捉えられることが多い。人間は自然の一部であるという考えは、環境を考える上で重要な思想といえる。

ところが、戦後の日本社会は、だから日本は環境を大事にしているかという、その評価は難しい。環境政策は、市場原理および企業統治によって大きな制約を受けてきた。わが国の産業公害の歴史は、明治中頃の殖産興業政策によって積極的に産業振興が行われ、特に鉱業において足尾銅山、別子銅山での精錬過程で有害物質が排出され、地域住民に大きな被害をもたらしたのがその始まりとされている。戦後になると、経済の発展とともに石油コンビナートによる大気汚染、生活排水、工場排水による水質汚濁が進んだ。

経済の発展と重化学工業化が急速に進み、深刻な公害問題が水俣（熊本水俣病）、四日市（四日市ゼンソク）、阿賀野川流域（新潟水俣病）、神通川流域（イタイイタイ病）などで発生した。1960年代は自動車排気ガスや光化学スモッグの発生による大気汚染も深刻化した。こうした公害問題に対処するために、1967年に公害対策基本法が制定され、1968年には大気汚染防止法、1969年には水質汚濁防止法が制定された。1999年に PRTR 法（「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善に関する法」）が制定され、化学物質について年間 1 トン以上の移動・排出をする常用雇用者数 21 人以上の事業所では届出を義務付けられた。ただ、この制度には米国の TRI 制度のように知る権利に基づいて制定されたという側面も、化学物質削減の目標も特に含むものではなく、環境思想が明確でないままに制度化され

ている。それゆえ、環境への姿勢は、政策的な優先順位があったと評価するのは難しい。

歴史的事実が示すように、戦後の経済成長の過程でわが国が深刻な公害問題を引き起こしてきたのは明白である。日本人が自然を大切にした歴史があることと、現在の社会経済の中で自然を大切にしているところは別物である。人間は自然の一部であるという思想は、むしろ、①自然と人間の一体的関係を強調するものの、両者の優先順位はあきらかでない。そこには、明確な原則はなく、恣意的となる可能性がある。②そのため、自然の破壊や開発も人間のために正当化される。

企業統治の Stakeholder アプローチは環境への配慮を重視するが、わが国の環境政策は、経済発展により高い優先度をおいてきた。Stakeholder アプローチは、環境政策には有効な影響を与えることができなかった。Stakeholder アプローチは、あいまい性があり、環境への取り組みが優先されることを保証していないことがわかる。

## 4.2 米国の環境政策

米国では、自然と対峙した個の確立の思想が、新大陸でフロンティアに立ち向かう人々の姿として一層強められた。そこでは、自由を求めて新大陸へ渡った人々に、個人の自由と権利を保障することが社会生活を律する根本におかれている。社会の成り立ちから、自由主義の市場、個人の自由と権利が社会規範として強く共有されている。個人の自由と権利についてはアメリカが最も強く主張する国であることは明白である。

環境政策として先進的な TRI (Toxic Release Inventory) 制度は、自然を守る意識から生まれたというよりは、その法律名「緊急計画・地域社会知る権利法」(EPCRA) が示すごとく、個人の知る権利に基づいて正当化され制定されている。さらに資本所有者の企業統治へのかかわりとして、所有者による企業支配の権利と資本効率追求が最大限尊重されている。株主主権による企業統治の原則が強く見られ、その結果、資本効率を追求する市

場による支配を積極的に評価する。また、企業のリスク管理についても資本の安全性を確保するために進んだ手法を開発する。このように、米国では、個人としての権利を守ることが高い優先度をもっている。個人の権利の意識（知る権利、環境汚染による被害を受けない個人の権利）に関わる点では、先進的となり、TRI を実現する。

この環境思想は、さらに一部では、NPO などによる動物愛護や原生自然保護への急進的な運動となって展開している。その思想的基盤は、人間の持つ権利意識を、自然（原生自然の保護）や動物（動物愛護）に論理的に拡大した急進的な権利意識となって現れている。

したがって、TRI 制度を典型として、米国の環境政策には両極端の傾向が見て取れる。すなわち、人間を主体とすることによって政策は、人間の権利の観点から、知る権利、健康被害等を受けない個人の権利として環境政策を強化し企業活動を規制する。同様に、人間のみならず自然にも動物にも権利概念を拡大し、自然保護に取り組む運動が表れる。他方、市場および企業統治には経済活動の自由と所有者の権利が強く保証されている。

また、米国の環境政策のもうひとつの特徴は、連邦制度、州政府の間にもその取り組みに違いがあり重層的である。政府・企業と非営利組織の間にも違いが大きい。その意味で、環境政策の多様性を理解する必要がある。したがって、多様な内容のある環境政策の特長を国際的に比較するのは簡単ではない。特に米国の場合、問題によって非常に先進的であり、また政策主体として連邦政府と州政府でその取り組みが同一ではないからである。

### 4.3 EU の環境政策

今日のヨーロッパでは、環境保護のためのイニシアチブと理念において先進的で、自然と人間の共存に向けて新しい関係を作りだそうとしている。

それは、第 1 に、産業革命以降の工業化は、水質、大気、の汚染を強め、森林の衰退、資源の減少をもたらして生活環境保全、自然環境保護の意識を高めさせた。第 2 に、それは、EC（ヨーロッパ共同体）の成立、EU（欧

州連合)の成立の歴史が示すように、過去の大きな戦争の反省から隣接する国家間の争いを無くし共同体的つながりを強める政治思想によって強力に支えられている。元々、地域あるいは社会にギルド的連帯、中世都市のもつ共同体的空間性、があり、伝統と文化の共有度が高い地域コミュニティ社会が存在した。そうした社会基盤があって今日のEUが生まれた。EUは国家連合として環境政策を統一的に実施するまでになっている。

そして、1986年に1992年末の市場統合を求めた「単一欧州議定書」が採択されて、環境政策に関する重要な規定が定められていった。EU社会からは、ファクター4やファクター10、ナチュラルステップ運動、ディープ・エコロジー思想が生まれ、持続可能性を前提とした社会についての理念が生まれてきた。また、トリプルボトムラインの原理の提唱、物量環境会計の推進、ISO14001などの環境マネジメントに関する国際標準化のイニシアチブ、環境税の実施、CO<sub>2</sub>削減のリーダーシップ発揮、など自然との共存を強く訴える理念を行動に移してきている。それは、自然との共存を図りながら、自然を守る意識が表れている。

1992年の市場統合後におけるEUの化学物質に関する環境政策は、RoHS指令およびREACH法が制定・実施されている。第1に、RoHS指令(電気・電子機器に対する環境負荷化学物質規制)によって、2006年7月から電気・電子機器に鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、ポリプロモビフェニル(PBB)、ポリプロモジフェニルエーテル(PBDE)の六物質の使用が禁止されている。その結果、企業は鉛使用のはんだ材料、メッキ、ヒューズ、顔料、さび防止剤、難燃剤などについて対応が求められた。

第2に、同じく、化学物質管理については、REACH(Registration, Evaluation, Authorization and Restriction of Chemicals)法が、2006年12月EC規則(No 1907/2006)として新たに制定され、2007年6月より実施されている。これは、生産品・輸入品のいずれについても全化学物質(1トン/年以上)の欧州化学物質庁への申請・登録が義務付けられた。登録には、人体および環境に対する安全性試験のデータの提出が求められ、登

録していない化学物質の生産品・輸入品を市場に供給することができなくなる。この政策には、有害な化学物質そのものを削減することに重点をおく方針が強く打ち出されている。

こうして展開された EU の化学物質に関する規制は、その排出量そのものの削減を目標に展開されている。したがって、環境政策は持続可能な発展の理念に向けて規範的に展開されている。様々な分野から生まれた環境思想を背景に、市場・企業統治の原理に優先して環境政策を展開しようとする意図がそこにはうかがわれる。

EU の環境政策は四つの基本原則を明確に展開されている。

第 1 は予防原則 (Precautionary Principle) で、特定の状況、製品および物質が環境と人間の健康に重大なダメージを与えるような兆候がある場合には、立法措置をとることが適切であるとしている。

第 2 は、事前予防原則 (Prevention Principle) で、汚染の発生を未然に防止する手段を講ずることが、通常費用の負担も少なく効率的であると言う原則である。

第 3 に、発生源での対応 (Ratification At Source Principle) 廃棄物はそれが発生した場所に最も近いところで処理されるべきであるという原則である。

第 4 に、汚染者負担原則 (Polluter Pays Principle) である。これは 汚染らに責任を有するものが、汚染の除去と削減および汚染の未然防止の費用を負担するべきであるという原則である。

これらの原則に基づいて、EU の環境政策は加盟各国に政策の実行と統一的政策を求めている。

## 5. 結 び

20 世紀における経済発展と環境との関係は、日米欧いずれの国・地域においても環境よりも経済および社会の発展を優先的に追求してきた。今日の地球環境問題の状況は、持続可能性という基準で評価すればまだ持続可

能性にいたる明確な達成基準や行動経路を見出しているとはいえない。しかしながら、その姿勢は1990年代以降、まず理念の点で、そして政策目標の点で確実な変化が見られる。また、企業統治にも大きな前進が見られる。トリプルボトムラインや社会的責任が次第に具体的になってきた。企業統治の二つのアプローチは、持続可能性に対して明確な経路を示すことができているとはいえない。持続可能性に向けた経済社会システムを実現するためには、市場原理や企業統治を補完できる社会の力が必要である。その意味で持続可能性には、政府、企業、市民（NGO 含む）の各アクターがそれぞれの役割を果たすことが不可欠と考えられる。

## 参 考 文 献

- 青木昌彦 『日本企業の組織と情報』 東洋経済新報社、1989年。  
伊丹敬之 『人本主義企業』 筑摩書房、1987年。  
河村寛治・三浦哲男編 『EU 環境法と企業責任』 信山社、2004年。  
宮崎修行 『統合的環境会計論』 創世社、2001年。  
吉森 賢 「企業概念の国際比較 日米比較」 菊池敏夫・平田光弘編著『企業統治の国際比較』 文眞堂、2000年。  
Berle, A. and G. Means (1932), *The Modern Corporation & Private Property*, New Jersey, (北島忠男訳『近代株式会社と私有財産』 文雅堂銀行研究社、1985年)  
Bleischwitz, R. (2003): "Cognitive and institutional perspectives of eco-efficiency", *Ecological Economics*, 46, 453–467.  
Dore, R. (2000), *Stock Market Capitalism: Welfare Capitalism*, (藤井真人訳『日本型資本主義と市場主義の衝突』 東洋経済新報社、2001年)  
Hall, P. and D. Soskice, eds. (2001), *Varieties of Capitalism: Institutional Foundations of Comparative Advantage*, Cambridge. (遠山弘徳・安孫子誠男・山田映夫・宇仁宏幸・藤田菜々子訳『資本主義の多様性 比較優位の制度的基礎』, ナカニシヤ出版、2007年)  
Nevins, A. and F. E. Hill (1957), *Ford, Expansion and Challenge 1915–1933*.  
North, D. (1990), *Institutions, institutional Change and Economic Performance*, New York. (竹下公視訳『制度・制度変化・経済成果』 見洋書房、1994年)  
OECD (1998), *Eco-Efficiency*, OECD.

- Schmidt-Bleek, F., *Wieviel Umwelt braucht der Mensch? —MIPS— das Mas fur ökonomisches Wirtschaften*, Birkhauser Verlag. (佐々木建訳 『ファクター10』 シュプリンガー・フェアラーク東京, 1997年)
- Schmidheiny, S. (1992): *Changing Course: A Global Business Perspective on Development and the Environment*, The MIT Press. (BCSD 日本ワーキング・グループ訳 『チェンジング・コース』 ダイアモンド社, 1992年)
- Sloan, Jr. A. P. (1963), *My Years with General Motors*, Doubleday & Company. (田中融二・狩野貞子・石川博友訳 『GM とともに 世界最大企業の経営哲学と成長戦略』 ダイアモンド社, 1967年)
- Streck, W. (2000), “The Transformation of Corporate Organization in Europe: An Overview”, Paper presented at the First Conference of the Saint-Gobain Foundation for Economic Research, Paris, November 2000.
- WBCSD (2000): *Measuring Eco-efficiency: A Guide to Reporting Company Performance*, WBCSD, 1–36.
- Zuehör, R. (2003), *Die Zukunft des rheinischen Kapitalismus: Unternehmen zwischen Kapitalmarkt und Mitbestimmung*, VS Verlag. (風間信隆監訳 『ライン型資本主義の将来 資本市場・共同決定・企業統治』, 文真堂, 2008)